

平沼歯科技術研究所 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和2年 9月 1日～令和5年 8月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年 9月～ 法に基づく諸制度について精査
- 令和2年 10月～ 制度等に関する研修を実施及び相談窓口の周知
- 令和2年 11月～ 随時、相談等に応じる体制確立

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和2年 12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年 1月～ 社内全体で、年次有給取得促進を周知する
- 令和3年 2月～ 部署ごとに、年次有給休暇の取得促進計画を立てる
- 令和4年 2月～ 取得状況を分析し、目標達成を進める

目標3：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年 10月～ 育児休業等に関する研修の実施
- 令和2年 11月～ 対象者が出る度に声がけし、希望者と面談して取得を促す